

○福津市郷づくり交流センター条例

平成20年3月24日

条例第13号

改正 平成21年3月2日条例第1号

平成24年4月1日条例第7号

平成25年12月16日条例第32号

平成26年10月1日条例第15号

平成30年6月23日条例第23号

令和元年6月29日条例第14号

令和元年9月21日条例第27号

(設置)

第1条 地域住民の相互交流及び地域づくり活動を活性化し、地域自治及び地域分権を確立するため、福津市郷づくり交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福間郷づくり交流センター	福津市西福間2丁目7番33号
福間南郷づくり交流センター	福津市日蒔野4丁目19番地の1
上西郷郷づくり交流センター	福津市内殿591番地の15
神興東郷づくり交流センター	福津市久末236番地の1
神興郷づくり交流センター	福津市東福間6丁目4番1号
勝浦郷づくり交流センター	福津市勝浦2274番地の1

(センターの事業及び機能)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う拠点としての機能を担う。

- (1) 地域住民等の相互交流の推進に関すること。
- (2) 地域情報の発信に関すること。
- (3) 郷づくり計画の促進に関すること。
- (4) 地域自治及び地域分権の推進に関すること。
- (5) その他地域づくり活動の活性化に関すること。

(利用の許可)

第4条 センターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的とする事業と認められるとき。

- (2) 利用者が公の秩序を乱し、又は風紀を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用者がセンターの施設及び設備器具(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (4) センターの管理上支障を来すおそれがあるとき。
- (5) その他利用を不相当と認められるとき。

(使用料)

第6条 使用料は、次に定める額とする。

施設名	使用室名	施設使用料	冷暖房使用料
福間郷づくり交流センター	会議室1	1時間当たり330円	1時間当たり110円
	会議室2	1時間当たり330円	1時間当たり110円
福間南郷づくり交流センター	会議室	1時間当たり330円	1時間当たり110円
	大会議室	1時間当たり990円	1時間当たり330円
上西郷郷づくり交流センター	会議室	1時間当たり550円	1時間当たり220円
	大会議室	1時間当たり880円	1時間当たり330円
神興東郷づくり交流センター	会議室	1時間当たり330円	1時間当たり110円
	大会議室	1時間当たり880円	1時間当たり330円
神興郷づくり交流センター	会議室	1時間当たり230円	1時間当たり110円
	大会議室	1時間当たり770円	1時間当たり270円
勝浦郷づくり交流センター	会議室	1時間当たり330円	1時間当たり110円
	中会議室	1時間当たり440円	1時間当たり150円

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料の額を減免することができる。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例に違反したとき。
- (2) その他公益上、支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定により市長が指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第4条、第5条及び第8条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の管理の基準)

第10条 指定管理者は、関係する法令、条例及び規則等を遵守し、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の利用の許可(その取消しを含む。)及び不許可に関すること。
- (2) 施設等の運営に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務に関すること。

(指定管理者の指定の手續等)

第12条 指定管理者の指定の手續等については、福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年福津市条例第158号)の規定を適用する。

(利用料金)

第13条 第9条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第4条の許可を受けた者は、第6条に規定する使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 利用料金の額は、第6条の表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 4 既に納入された利用料金は、返納しない。ただし、指定管理者は、必要があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第14条 利用者がセンターを滅失し、又は損傷したときはこれを原形に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第16条 詐欺、その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(福津市介護保険サービスセンター条例の廃止)

- 2 福津市介護保険サービスセンター条例(平成17年福津市条例第89号)は、廃止する。

附 則(平成21年3月2日条例第1号)

この条例は、平成21年3月2日から施行する。

附 則(平成24年4月1日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月16日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例(下水道条例を除く。)は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月1日条例第15号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成30年6月23日条例第23号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月29日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用について許可の申請がなされたものに係る使用料(利用料を含む。以下同じ。)に適用し、同日前に施設の使用又は利用の許可の申請がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月21日条例第27号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年12月1日から施行する。